

告示

埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

旧	新	
獨協医科大学越谷病院	獨協医科大学埼玉医療センター	施設の開設主体及び名称
埼玉県越谷市 南越谷二丁目一番五十号		所在地